

改正 平成18年3月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、平戸市情報公開条例(平成17年平戸市条例第15号。以下「条例」という。)に基づき、市長が管理する公文書の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求書等の様式)

第2条 次の各号に定める請求書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による請求書 情報公開請求書(様式第1号)
- (2) 条例第8条第1項の規定による通知 公開決定通知書(様式第2号)
- (3) 条例第8条第2項の規定による通知 公開決定延期通知書(様式第3号)
- (4) 条例第8条第4項の規定による通知 非公開決定通知書(様式第4号)及び部分公開決定通知書(様式第5号)

(公開の方法等)

第3条 条例第9条第2項に規定する実施機関の定める公文書の公開方法は、閲覧、視聴及び写しの交付とし、これらにより難しい場合は、市長が定める方法による。

2 公開の日時及び場所は、市長の指定するところによる。

3 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

4 公文書を閲覧するものが当該情報を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成18年規則25号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の平戸市情報公開条例施行規則(平成11年平戸市規則第22号)、田平町情報公開条例施行規則(平成13年田平町規則第1号)、生月町情報公開条例施行規則(平成14年生月町規則第1号)又は大島村情報公開条例施行規則(平成14年大島村規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

(実施機関名)
様

住 所 又 は
事務所の所在地

氏 名 又 は
法人等の名称

電話(自 宅)
(勤務先)

平戸市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり、情報の公開を請求します。
なお、情報の公開を受けた場合には、同条例第4条の規定により、その情報を適正に用います。

公開の方法	1 閲覧	2 視聴	3 写しの交付
情報の件名 又は内容			

公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関名

印

あなたから 年 月 日に公開の請求がありました情報については、次のとおり、公開することといたしましたので通知します。

なお、当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ、ご連絡ください。

情報の件名等			
公開の方法	1 閲覧	2 視聴	3 写しの交付
情報公開を行う日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後	
	場 所		
問い合わせ先	平戸市役所 電話	課	(内線)

公 開 決 定 延 期 通 知 書

様

実施機関名

印

あなたから公開の請求がありました情報については、平戸市情報公開条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり、公開の諾否決定を延期しましたので通知します。
 なお、公開の諾否を決定したときには、その結果を速やかに通知します。

請求書受付年月日	年 月 日
情報件名等	
条例第 8 条第 2 項の規定による延期期間の満了日	
延期の理由	
問い合わせ先	平戸市役所 課 (内線) 電話

非 公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関名 印

あなたから 年 月 日に公開の請求がありました情報については、次の理由により、公開できませんのでご通知いたします。

情報の件名等	
公開できない理由	平戸市情報公開条例第 条第 号該当 (理由)
備考	

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、平戸市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平戸市を被告として(訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

部分公開決定通知書

様

実施機関名

印

あなたから 年 月 日に公開の請求がありました情報については、次のとおり公開いたします。ただし、該当の情報には、公開できない部分がありますのでご了承ください。

情報の件名等	
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
公開できない理由	平戸市情報公開条例第 条第 号 (理由)
情報公開を行う日時及び場所	年 月 日 午前 時 分 (場所:) 午後
問い合わせ先	平戸市役所 課 電話 (内線)

(注)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、平戸市長に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平戸市を被告として(訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。